長久手市新型コロナウイルス感染症対策本部

本市では、2月20日に長久手市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまで13回の会議を開催しました。本対策本部において、これまで「会議及び行事等の中止等についての基本方針」、「公共施設の休館」、「使用料の還付等」、「子どもの預かり」、「小中学校の臨時休業」、「自主登校教室の実施」などの新型コロナウイルス感染症対策を決定してきました。

今般、4月10日における愛知県独自の「緊急事態宣言」を踏まえ、本市の主催・共催する会議、行事等については、市民のみなさんの生命と健康を守ることを最優先に考え、2020年5月31日までの期間における実施の判断および対応の方針を下記のとおりとしました。



- 参加する人が特定できない会議、行事等については、中止または2020年 6月1日以降の延期とする。
- 2 参加する人が特定できる会議、行事等についても、感染すると重症化のおそれがある高齢者、基礎疾患保持者、妊婦等が参加するものは、中止または2020年6月1日以降の延期を担当課において状況に応じ判断する。
- **3** 上記1、2にかかわらず、実施せざるを得ない会議、行事等については、各 担当課で判断する。
- 会議、行事等を開催する場合は、会場でのマスク着用、アルコール消毒、手 洗い、咳エチケットを徹底するほか、「密閉」「密集」「密接」が重なる3つの 密を避けるよう感染防止策を行う。

幅広い世代が住む長久手市として、本市ではさまざまな対策を講じておりますが、市民のみなさんにおかれましては、感染拡大防止のためこれまで以上に危機意識を持った行動や国、県や本市からの正確な情報に基づいた落ち着いた適切な行動をとっていただくようお願いします。